

## 「北海道産業振興条例(通称)」の点検について

北海道産業振興条例の点検に当たっては、「北海道産業振興条例あり方検討部会」を設置し、社会経済情勢の変化等や条例の施行状況等を踏まえた条例のあり方をご議論いただくこととする。

### 1 概要

条例附則第5に基づき、前回の条例の見直しから5年が経過したことから、条例の実効性を図るため、社会経済情勢の変化等を勘案し、これまで展開してきた「企業立地の促進」及び「中小企業の競争力の強化」に関する施策の取組状況等について点検し、その結果を踏まえて、必要な見直しを行う。

### 2 検討の視点

条例の施行状況等を勘案の上、条例の適合性が確保されるよう、次の視点を基本として、点検を行う。

[1]社会経済情勢の変化	① 社会経済情勢の変化等により、条例の趣旨や条例に規定する基本的施策など見直す必要が生じていないか ② 新たに盛り込むべき事項や不要な規定はないか
[2]施行状況(成果・課題)	① 現時点においても、条例の規定が効率的に機能し、条例の目的を達成するために十分な効果(成果)が出ているか

### 3 検討を踏まえた対応

点検結果を踏まえ、条例・施行規則の改正が必要な場合には、改正に関わる議案の提案を行う。

### 4 検討スケジュール(案)

H28.	8～11月	検討部会において検討(8月、10月、11月の3回)
[1]条例改正が必要な場合		
H28.	12月	商工業振興審議会において条例改正内容等検討
H29.	1月	パブリックコメント実施
	2月	道議会第1回定例会へ改正案提案
[2]施行規則改正が必要な場合		
H28.	12月	商工業振興審議会において規則改正内容等検討
H29.	1～2月	パブリックコメント実施
H29.	4月	改正条例・規則の施行